

〈令和2年10月8日〉

令和2年度 第2回山梨県消費生活審議会 議事録

○日 時 令和2年10月8日(木) 午後1時30分～午後3時30分

○場 所 防災新館409会議室

○出席者（敬称略）

[委 員] 足達委員、今村委員、小川委員、柏木委員、神山委員、高村委員、武田委員、
中村委員、花輪委員、原田委員、平塚委員、伏見委員、藤本委員、星委員、
本田委員、三澤委員

以上16名（50音順）

[事務局] 県民生活部 小林次長

県民安全協働課 望月課長、伊藤総括課長補佐、深澤課長補佐、
竹下主査、古屋主任

県民生活センター 篠原所長、高木副主査 以上8名

[オブザーバー] 甲府財務事務所 木場理財課長

○傍聴者数 2名

○次第

1 開 会

2 県民生活部次長あいさつ

3 議 事

(1) 「第2次山梨県消費者基本計画」の概要について

資料1 第1回山梨県消費生活審議会委員の意見

資料2 第2次山梨県消費者基本計画の概要（案）

資料3 第2次山梨県消費者基本計画の数値目標（案）

(2) その他

4 閉 会

【議事】

(議長)

審議が滞りなく進行できますように御協力をお願い致します。では、次第をご覧ください。

「第2次山梨県消費者基本計画」の概要について、事務局から説明をお願い致します。

< 事務局から資料1、資料2により説明 >

(議長)

ありがとうございました。第1回審議会の委員の皆様の意見のとりまとめ、整理など前回から短い期間でまとめて頂きました。では、ここで委員の皆様から意見やご質問を頂きたいと思えます。

私からよろしいでしょうか。

まず、資料1の3、各市町村消費生活センター相談窓口や消費生活ホットライン188を中心に案内するというので、変更したというご説明がありました。今まで県民生活センターを案内してきたところが変わったということで、具体的にホームページの表示がどう変わったということはわからないのですが、188のホットラインというのは有料なのです。今まで無料で受けてきた相談が有料になるというところ、また1回目の審議会で各市町村の消費生活センターの開設日が1日とか非常に少ないという説明があり、県も問題視しているという話がありました。開設日が少ないセンターへ相談をしてしまうと、「開設していません」「お休みです」と言われてしまい、消費者としては諦めてしまうと思います。今まで、市町村の消費生活センターに相談へ行くべきところを県がかなり引き受けてきて、成果を上げてきたということがあると思うので、やはり県の相談窓口もホームページに載せた上で、「〇〇市は〇曜日に開設」、「188は有料です」など工夫をして頂けたらと思います。

相談件数でも、山梨県内の各市町村の相談件数は少なく、その分、県のセンターの相談件数は増えているのですが、クーリング・オフなど一日も早く解決しなければならない事は解決できていた。消費者トラブルは迅速に対応できていた。ということもありますので、その点ご配慮の上、見直して頂ければと思います。他に、皆さんからはいかがでしょうか。

(星委員)

何年か消費生活審議会に関わらせて頂いているのですが、このような形で1回目の審議会に出された意見に対しての対応がされているということは素晴らしいと思いました。せっかく意見を言っても何も対応してくれないのは、つらいこととして。消費者に対しても同じことが言えると思います。意見を言ったらなるべく迅速に対応ができるということでは、今後は期待できるかなと思いつつ、説明をきかせて頂きました。

(議長)

ほんとに、丁寧に対応いただいていると思います。他に意見はございませんか。それでは、続いて、私からよろしいですか。同じ資料1の7番目3頁になります。「県では令和2年度から指定消費生活相談員を設置しており」とあるのですが、事前資料に3名と入っていたかと思

ます。県が指定消費生活相談員を設置しているということを市町村にはどのくらい広報されているのでしょうか。指定消費生活相談員がいるとなったら、市町村が開設していない日でも指定消費生活相談員が受けるということがあれば、広域連携ができるのかなと考えたりしたのですが、広報はどうでしょうか。

(事務局)

今のご指摘ですが、指定消費生活相談員の広報については、今年度対面での市町村消費生活行政担当者との会議を開いておらず、ご指摘のとおり現在は、広報できていないところです。指定消費生活相談員は、経験年数の高い、国家資格を持っている方を指定するという法律の立て付けになっておりまして、本県でも今年度は該当者がいるというところを、まさにこれから広報等して、しっかりと市町村の支援をしていきたいと考えているところです。

(議長)

では皆様からいかがでしょうか。

(小川委員)

若年層に向けた消費者教育の拡充というところで、高校においては具体的に「社会の扉等を活用した実践的な消費者教育の実施」とあるのですが、小中学校の方でも消費者教育は行われていると思っております。金融教育ということで小学校の授業を見に行ったこともありまして、学びの継続性といいますか、高校生に視点が当たっているのですが小中学校の方への消費者教育はどのような取組になっているのでしょうか。

(事務局)

まず、学習指導要領が一部変わったところがございます。学校教育の中でも小学5年生から契約について学び始めるとなっております。県としましては、要請をいただければ出前講座を小学校、中学校に出向いて、金融教育などを実施しますと広報をさせて頂いているところです。

(議長)

1回目の審議会では、「学校に対する消費者教育」と記載されていませんでしたでしょうか。今回、18歳の成年年齢引下げというところで、若者に対する消費者教育の充実に変更したのかなと思ったのですが。若者を前面に押し出したということでしょうか。

(事務局)

概要の「基本方針4の消費者教育の充実」の若年層に向けた消費者教育の拡充の上に記載されている「ライフステージや、学校や地域など場の特性に応じた体系的な消費者教育の実施」は第1回審議会でお示した概要(仮案)でも、同じ内容で記載されております。国においても全てのライフステージにおいて適切な消費者教育を行うということを目指しているところから従来どおり継続して進めていきたいと考えております。それをふまえた上での若年層に向けた消費者教育が前面に出てきているということがございます。

(議長)

それでは、そこに学校における消費者教育をいれておくというのはどうでしょうか。小中学校においても、家庭科、社会科などに入ってきてはいるのですが、なかなかどちらの教科も時間がなくて消費者教育が出来ていない。教員もビデオを見せて終わりというようになってしまっている学校もあるようです。学校に向けた支援の文言を一つ入れておくのも今の段階では必要ではないかと思います。文部科学省の新学習指導要領の説明というような文書があるのですが、特別に推し進めなければいけない事項として消費者教育が入っていますので、学校に向けての消費者教育の充実ということも入れていただけるといいと思います。

(小川委員)

やはり学びの継続性ということが色々な場面で重要でして、消費者教育だけではなくても小中高の継続性が大事だと感じることもありますので、そういったところが見える方がいいと思いました。

(事務局)

こちらのご意見も踏まえまして次回検討させていただきます。

(議長)

他にいかがでしょうか。

(平塚委員)

先ほど会長が、各消費生活センターが有料で県民生活センターは有料だとのお話がありましたが

(議長)

188の消費者ホットラインというのが、「何分間で何円です」という案内がされていて、相談が長くなってしまうとお金がかかってしまうと各地で問題になってしまっているということです。ただ、188であれば、誰でもすぐ電話をかけられるという利点はあるのですが、電話代が高くなるということです。直接センターにかけると普段の市内料金だけということです。

(藤本委員)

重点施策が4つあるのですが、特にこの一つだけはというか肝いりというのはないのでしょうか。

(事務局)

どれも重点でして、早く成果を上げたいと考えているところです。ベースとなる相談体制の充実というところは非常に重要なので県民生活センターと市町村の連携はポイントになると考えております。

(議長)

重点施策の1のところ、「相談体制の充実と連携の強化」を一番始めに持ってきたというところが、山梨県の一番の課題だと思います。前回の資料にもありましたけれども、センター設置市町村の県内人口カバー率90%以上という目標が達成できていない山梨県、下から4番目ということで、これは本当にすぐ解決しなければいけない問題でした。これに対して、今回の2次の基本計画は、重点施策の1に「相談体制の充実と連携の強化」をあげたということは県としても、やらなければいけないという姿勢が見られると思います。

他にはいかがでしょうか。では、引き続いて説明をお願いします。

< 事務局から資料1、資料3により説明 >

(議長)

これで事務局の説明が全て終わったということで、先ほどの説明と併せてご意見などありませんでしょうか。

(小川委員)

数値目標案の消費者教育の充実で「全県立高校における消費者教育教材『社会への扉』等を活用した実践的な消費者教育の実施とあるのですが、県立高校というのは特別支援学校を抜いた学校ということでしょうか。

(事務局)

こちらにつきましては、定時制と通常の県立高校で特別支援学校は抜いているところです。

(小川委員)

特別支援学校にも高等部がありまして、その子ども達への消費者教育はどういう形になるかわかりませんが、配慮が必要だと思います。その辺りはどのようにお考えをお願いします。

(事務局)

「社会への扉」の導入と合わせまして、県民生活センターによる出前講座を各高校で実施しているところです。やはり、特別支援学校にも出前講座受け入れの依頼をしておりますが、なかなか導入が難しいというところがございます。しかしながら、比較的障害の軽い特別支援学校の高等部につきましては、一部の学校の先生と協力しながら実施をしているところです。重度の障害のあるお子様の対応につきましては、普段生徒に接している先生方からの適切な指導を推進している状況です。連携がとれるところから連携を進めていきたいと考えております。

(小川委員)

そういった生徒達がいるということを常に配慮していただければと思います。関連して、社会への扉等を活用した実践的な消費者教育の実施とありますが、実際に高校の現場では、今は現代社会の授業と家庭科基礎の授業で消費者教育を行っていて、法的根拠とか未成年保護法と

かクーリング・オフを教えています。それ以外に、「社会への扉」を使った授業を実施した数値をあげたいということなのではないでしょうか。新しい学習指導要領が令和4年からスタートするのですが、家庭基礎はあまり大きな変更はないのですが、現代社会においては公共という授業で消費者教育が入ると思うのですが、そういったところも視野に入れていただきたいと思います。この「等」というのは気になっておりました、授業で教科書を使って消費者教育をやっていることも良いとなれば、100%になると思います。ですから、実際の高校の授業の内容というものも検討しながら数値目標を出していただけたらと思います。

(事務局)

「社会への扉」という教材自体が、平成30年度から文部科学省と消費者庁が一緒になって作成した教材として、学習指導要領の改訂も見据えて作成された教材となっております。内容的にはイラストなども多く、生徒さん達にイメージしやすい教材となっております、教科書の内容を理解しやすい内容になっていると聞いております。「等」という言葉の意味ですが、各地で消費者教育の教材が様々つくられておりました、小中学校におきましては当県でも神山会長に作成していただいた教材がございます。また消費者庁でも様々な教材を作成しておりますので、授業に導入しやすい教材を使っていただき、学習指導要領に沿って使いやすいものを使っていれば認めますというのが消費者庁の考えですので、それにそって導入していただければ「等」というところで、山梨県も数値を拾いたいと考えております。

(小川委員)

教科書だけの普通の授業展開では、手を挙げられないと考えてよろしいですか。

(事務局)

教科書だけでは該当しないと考えております。調査の中では、使用した教材も確認しております。

(議長)

今、「社会への扉」という教材の話が出ましたが、これは「全高校で使用しなさい」ということで、文科省、消費者庁、金融庁、経済産業省の4省庁で、令和2年度までに100%を目指すとになっていて、成年年齢引下げを見据えた国の大きな目標だったわけです。令和元年度に65.7%となっているのは、高校で「社会への扉」を使用しているかどうかという数値だと思います。「等」を入れたら100%になるだろうと、ならなければいけないという目標です。他にいかがでしょうか。

(星委員)

「社会への扉」を授業でやるとしたら、年間何時間という指定はあるのですか。

(議長)

モデル案はあります。「社会への扉」はとてもよく出来た教材で、消費者庁のHPで全文ダウンロードすることができます。私たち大人にとっても、社会に出る前にこれだけのことは知っ

ていなければいけないというような、学校教育における最終目標といった教材です。生徒用の冊子と充実している教員向けの解説書がありまして、ここに家庭基礎と現代社会の指導案に2時間とか4時間とか記載がされていたと思います。ですが、山梨大学の学生に高校で使用したか聞いてみると、冊子はもらっているようですが、配って終わりだとか少しだけ解説しておわりだとかという学生もいます。学生に教師用の指導書をみせて感想を聞くと、「初めてわかった」という学生も多いのですが、一応、山梨県では配ってはいるようです。

(星委員)

どうしても、そういった傾向だろうなと思っていました。県としては配ったことで満足してしまっているのは、一番大事な消費者教育が伝わらないと思います。今回の資料はわかりやすくいいとは思いますが、今ひとつ具体性が見られない。具体的にどんなことをするか。特に△の部分の一年間通してどうやっていこうという内容。今、話のあった「配ってはいる」ということに満足してしまっているのではないかということに対して、どうすればいいのかということとを皆さんと追求できたら、本当の意味での審議会になるのではないかと思います。

(議長)

他にいかがでしょうか。

(伏見委員)

市町村の消費生活センターの設置のことですが、週3日消費生活相談員を設置することで消費生活センター相当としたいとありますが、国の基準は週4日以上開設していないとカバーできていないとなっていると思うのですが、国との数値の整合性がとれないということとをどのようにお考えでしょうか。私は3日でもいいとは思いますが、5年間の計画ですので、当面3年間は週3日でも5年後には週4日開設としていった方がいいのではないかと思います。

それから、広域連携でやっているところで、例えば山梨市と甲州市などは両方で週3日という理解で良いのでしょうか。

(事務局)

今お話しがありました、山梨市と甲州市、その他に北杜市と韮崎市は第1次計画の当初は併せて週4日を目指しておりますので、そちらはしっかりと週4日に引き上げていきたいと考えております。週3日を入れたというところですが、身延町は人口規模も小さいながら週3日開設しており、そういったところに対して県もバックアップしながら、センター相当に扱うことはできないかと考えております。

(議長)

山梨県独自に認めるとありますけれども、国の目標値がやはり4日になっているところで整合性がとれるかという質問に対していかがでしょう。

(事務局)

山梨県の計画上での週3日という考えでありまして、国に対しては週4日以上というルールで

すので、そちらの齟齬は認めた上で県としての周知、普及活動におきましては週3日でもセンター相当ということで進めていきたいと考えております。

(議長)

5年間という長期間の計画ですので、やはり国の目標にあわせることが大事だと思います。第1次計画の策定時にも、消費生活相談員の有資格者率が山梨県は低かったので、消費者庁のウェブサイトで山梨県は日本地図上で赤く色を塗られるなどして公表されておりました。ですから、2次の計画で山梨県が週3日をよしとしてしまいますと、5年間山梨県は赤いままだと思います。やはりそれを県で認めていいのかということが問題になると思います。やはり1次のように全て数値目標が達成にならなくても、週4日を目指して、少しでも数値目標を国に近づけたものに掲げると言うことではダメなのでしょうか。

(事務局)

本日、提案したというのは皆様方の率直なご意見を頂くということが趣旨でございますので、今回のご意見を踏まえて進めていきたいと考えております。

(議長)

私は甲府市の見守りネットワークに携わらせていただいているのですが、相談現場の方のお話を聞きますと週何日かでは継続相談ができないそうです。例えばクーリング・オフなどを教えても、その後で一般の消費者の方はわからないことが出てきてしまうそうです。そういった時に、次の日は(センターが)開いていないということがあったら相談がそこで途切れて、泣き寝入りになってしまうということがあるようです。やはり、自分の家の近くのすぐ相談できるところが、いつでも相談できる体制にあるということがこれからの高齢化社会に非常に重要で求められるところなので、無理かなと思いつつも、長い5年間の目標ですので、県民全員で、この審議委員の皆様でも働きかけをして、頑張っていかなければいけないところだと思うのでご検討をお願いいたします。

(柏木委員)

先ほどの週3日の話の続きですが、相談員の配置が3日というのは掛け持ちで、他の場所に3日で移動して相談を受け付けていらっしゃるのではないのでしょうか。昔、山梨県は有資格者が少ないと言うことで3日を持ち回りでやっていた人がいたという覚えがあります。それから、これから先、有資格者の相談員を増やすための県の育成推進の手立て、援助などの予算の確保をしていただけたらと思うところです。

(事務局)

現在、国においても全国的に消費生活相談員の数が少ない、高齢化しているというところの対策として全国持ち回りで相談員の育成研修を実施しているところですので、本県といたしましても、積極的に考えていきたいと思っております。相談員の確保としては現在はぎりぎり出ているため、今後も注視しながら確保について努めて参りたいと思います。

(柏木委員)

過去、相談員さんで資格を取りたいと言っていた方も何人かいらっしやったと記憶しております。資格を取るには東京に何日も行かなければならないとか色々と負担があり、そうなりますと、なかなか資格を取られる方が少なくなってしまう。こういった事に対しまして、県でも少しでも育成ということ考えていただきたいと思います。

(花輪委員)

まず、市町村の窓口の件ですが、国では4日以上ですけれども、別に国にあわせる必要はないので、できれば行政の相談窓口なので5日やっていたいただきたいと思います。これを最終的な目標にさせていただきたいと思います。少なくとも5日の9時から5時、できれば6時くらいまでやっていただくのがいいのではないかと思います。おそらく、市町村で設置の日数が伸びないというのは、市町村の担当の人は、そんなにやっても相談は来ないと思っているのだと思います。それは、相談になぜ来ないかという、やっていないからなのです。いつも相談をやっている窓口ではないと相談には行かないのです。きちんと毎日やって、相談の実績を積み重ねることで周知されて、あそこに相談すれば大丈夫だと市民が思うので相談に行くと。資料にもありましたが、市町村の相談窓口相談する人が少ないというのは、認知もされていないし、頼りになる存在だと思われていないから。なので、きちんと毎日、しっかり相談を受け付けると、最初のうちは、相談は少ないかもしれないけれども、何年かちゃんとやっていたら相談に来るようになる。そういうことが大事だと思うので、県の方では相談窓口の設置については積極的に働きかけていただいたと思うので、これを引き続き、体制の強化の方も同じように働きかけをしていただきたいと思います。

相談員が少ないという話がありましたが、これは相談員の待遇が悪いからだだと思います。せっかく努力して、勉強をして資格を取ったとしても市町村などの非常勤職員にしかたれない。資格をとっても週3日しか行けない。非常勤なので雇用の更新がされず、給料もそんなに上がるわけでもない。そういう状況では、高齢化という話もありましたが、若い人がなりたいと思わない。きちんとその知識と経験に見合った待遇をすることが重要だと思うので県も独自の事業になるかと思いますが検討していただきたいと思います。

(事務局)

相談窓口としては、一応全市町村ございます。相談員の設置については、日が限られているというところ。その部分に対しては、当然県におきましても、指定相談員もおりますので市町村の相談窓口にお越しただければ行政職員を通じて、県民生活センターにご連絡頂き、ワンストップで相談を進めることが出来るということですが、そちらをもっとアナウンスしていかなければいけないと考えております。相談員の待遇が悪いということも本日ご意見をいただきましたので、受け止めてまいりたいと思います。

(花輪委員)

市町村に行った人が県に相談を回されるというのが、ワンストップになっていない。相談に行く人はそれなりに勇気を持って相談に行くので、違う場所に振られるというのは結構負担になっているのです。そういうことがあると相談する人は少なくなると、あそこに行っても結局、

県に回されてしまう、せっかく近くに相談にいったので遠くのところに相談に行ったことになるとそれが、相談のハードルになってしまいますので、直接その場で相談ができるようにしていただきたいと思います。

(本田委員)

実務についていて感じたのは、市町村で開設しているにもかかわらず県のセンターに相談に来るといが多いです。なぜ、地元の消費生活センターを利用しないのか。これは地域性もあると思います。市町村の役場には知り合いの人がいるのではないのでしょうか。そういうところに飛び込む、電話をするというのがなかなか難しいと思います。県民生活センターだと地元がわからない、匿名で相談できるので自由に電話をかけてくるという状況が多かったです。

県内市町村で、移動して相談に対応しているという話がありましたが、昔はアドバイザー資格とコンサルタントの資格がありまして、これに関しては、かなり長い時間を使って資格をとるということでしたが、現状は国家資格となりかなり変わってきました。国家資格になってからは研修が非常に難しくなってきたことと相談に法的な問題が増えてきたことがあります。弁護士さんに相談に行く前に消費生活センターへ相談に来る、これは法的見解の元で弁護士に回さなければいけない、刑事事件であれば警察に回すというように対応していたのですが、一番今感じるのは、各市町村で開設した窓口で相談件数が年間何件あるのか、市町村によっては年間1件か2件です。となれば、広域でなぜできないか。甲斐市、南アルプス市、中央市、昭和町の4市町が広域の候補に挙がっていたのですが、甲斐市、南アルプス市に関しては単独で立ち上げましたが、4日ではないのです。継続事案となると毎日事業者と交渉になるという確率も高いわけです。なので、本当に地元で開設するのであれば、広域で設置した方が相談事案が多く拾えるのではないかと思います。

(中村委員)

市町村の見守りネットワークの設置率が低いのは何が原因となっているのかということをお聞きしたいです。それから、消費者教育の充実の部分で、全県立高校という記載があるのですが私学に対してはどのようになっているのでしょうか。それから、相談員に関しましては市民や消費者がその存在を知らないと言うこともあるのではないかと思います。もう少し存在感のアピール、相談員が魅力ある存在であるというアピールを県として力を入れて頂ければと思いました。

(事務局)

市町村の見守りネットワーク設置率の遅れでございますが、市町村の担当職員が皆さん兼務でいらっしゃるということもございまして、見守りネットワークを新たにつくるということになりますと関係部署や見守りに適した方を見つけるという作業がございまして、そこから見守りネットワークの意義の説明を行い、設置に向けて協議を進めて設立まで導くというところが、市町村においてマンパワーがない中で難しいのではないかと分析しております。ただ、個別に市町村訪問をいたしますと、見守りネットワークについての必要性については理解頂いているようですが、そこから一歩前へ進むのが難しいというのが現状でございます。県といたしましても引き続き、設置に向けた支援を行っていきたいと考えております。次の「社会への

扉」等の全県立高校における消費者教育の実施に關しまして、私学については基本的に学習指導要領を満たすというところはルールであります、私立学校の存在意義といたしまして「建学の精神」というのがございまして、公立学校ではない別の魅力をもった部分を私学では持っているというのが存在意義でもございますので、数値目標にまで含めるというところは正直難しいところがございます。最後に、相談員につきましては確かに存在感についてしっかりアピールをしていくというところの検討を今後進めていきたいと思ひます。

(議長)

今の意見に引き続きまして、4省庁の「社会への扉」の目標については全高校について特別支援学校も含めていたように思ひますが、もう一度確認を頂いて、数値目標の6番目の文言を変えて頂けたらと思ひました。確かに私立を含めた全高校とした方が適切ではないかと思ひますので、もう一度確認をいただけたらいいと思ひます。

(足達委員)

相談員の設置や相談員の数など山梨県のこれまでの計画の中で達成度が低い、これに対して第2次計画をつくっていくわけですが、前回の審議会の意見も踏まえて修正を加え「県と市町村の連携による」という言葉を使ったということですが、今までの話を聞いていると市町村の単独の話になっていると思ひます。連携とはどういった形で連携をするのか、連携によって市町村ではできない、おそらく市町村で設置が出来ないというのは相談員の数が少ないとか市町村の予算が少ないなどの問題だと思ひます。これを改善してくださいというのは、県の指導として、国の計画に沿った達成度を上げるため、それは市町村も十分わかっていると思ひます。けれども予算等の問題で達成したくてもできないと思ひます。先ほど待遇の話がありましたが、それが改善できれば達成できるのだと思ひます。それができないといった山梨県の状況の中で、どうしたら目標を達成できるかという部分を今回の基本方針の中では、「連携」という言葉を使ったのであれば、そこをカバーする形、消費者の質問に対して障害がなくスムーズに相談ができるルートや相談の仕方、消費者に対してはわかりやすさを具体的に示していくことで、このカバー率が上がるという工夫をしていくことが先決なのではないでしょうか。

(事務局)

予算という部分で市町村にとってハードルがあるということは事実でございまして、国の交付金も新たにつかないというところで設置率があがらないというところも正直なところございます。県として今考えている連携というのは、市町村の相談窓口にお越し頂いた方が行政職員しかいない場合でも県のセンターにつないでいただければワンストップで相談が受けられるということを考えております。そういったことを積み重ねることで市町村の実績、相談件数をあげ、窓口が住民の方に認知され、相談窓口の必要性を市町村自身が認識し、窓口を充実させていくということにつながると考えております。

(足達委員)

達成する、達成しないというのは、数字の取り方だと思ひます。現状、市町村に相談にいったが十分でなかった、開設されていなかったといった時に、相談者はすぐ解決したいというの

が当然のことだと思うのですが、十分ではなかったその部分を持ち越せる相談であれば、その部分を県民生活センターが代わって相談対応をした場合、その相談対応の日数、件数を市町村のところに上げれば、目標値というのは計算の仕方だと思うのです。そういったところで、とりあえずクリアする、国の目標値に近づけるといふところだけを考えれば、そういう方法もあります。消費者にとって不便を感じない相談対応が出来て、数値の部分もある程度上げられるのではないかと。そういう工夫も必要なので、こだわるわけではないのですが「連携」だと思うのです。県で市町村に指導をして、相談件数や開設日数の必要性を説明したりして、目標の数値を上げていくということも連携なのでしょうが、対消費者への対応を一元的に市町村と県が行える仕組み、そういった連携の方が、今どこも十分でない状況でやらなければならないところでも満たすことができるのではないかと。そういう工夫が必要なのではないかと。これは概要なので、具体的な計画の文言の中では色々な具体的な部分が入るのだと思いますがそういった工夫をして頂くことも必要だと思います。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。まず重要になるのが、どういった相談であってもどこかで対応ができるということが大切だと考えておりますので、連携という形で強化をしていくということを考えてございます。それを整えた上で、国の数値目標にどう反映させるのかという問題があるかと思っておりますけれど、そこにつきましてはカウントの仕方もございますので、どういうカウントができるのかということを考えていきたいと思っております。

まずは連携を図って、皆さんがどこかに相談できるという体制を強化したいという事で重点施策の一番目においた次第でございますのでよろしくお願いいたします。

(今村委員)

高齢者が被害を受けたときに、まずご近所の協力員の方に相談をして、それから県の生活センターへ相談するということになるのですが、地元の人には相談しやすいのですが各各市町村に相談員さんがいるということがあまり知られていないと思っております。もう少し認知度があがれば、市町村も設置しやすくなると思っております。

(議長)

先ほど話がありましたけれど、1日だけだと相談が少ないというのは当たり前なので日数を増やす、4日ではなく5日という意見もありましたが、私たち消費者としては、あそこに行けばすぐ相談できるということを知っていれば、どなたでも相談ができるということでトラブルが減っていくと思っております。

それでは、私からよろしいでしょうか。資料3ですが、右側に書かれているのが4月に出された国からの目標で、これが達成しているというのがこれからの5年間の計画をつくる上で大切ということになります。今出た人口カバー率のところ以外にも、7-2で消費者行政職員の研修参加率80%と国が目標を定めているところですが、現状では34%のところですが、ただ前回の審議会でもこれからはEラーニングなどを使えば、山梨県からわざわざ国民生活センターへ行くことなく研修が受けられるということで、これも達成率があがると思っております。また、市町村の相談窓口では行政職員が相談を受けるといふ話がありましたけれども、相談を受

けた職員が基本的なクーリング・オフの仕方などを知らないと思われ、相談を受けられないと思うので、行政職員の基本的な消費者行政の研修率を上げるということも必要になってくると思います。また、3-5の中核市の消費者教育推進地域協議会の設置、消費者教育推進計画の策定というところで新しくあがっておりますけれども、中核市は甲府市がありますが、これについては甲府市と何か推し進めていく計画などありますでしょうか。

(事務局)

甲府市にこの国の地方消費者強化作戦2020についてお知らせはしているところですが、直接こちらについて検討をしている状況ではありませんが、今後こちらについては県として既に消費者教育推進計画を策定していることもありますので、助言や支援ができるというところをお伝えしながら、計画策定を進めて頂きたいとお話して参りたいと思います。

(議長)

やはり、第1次計画の時も国の目標より下回った数値目標はつけられないということで、審議会で話し合ったかと思うのですが、だから今回も国の目標にあわせた数値目標にしなければいけないのではないかと思うのですが、それでよろしいでしょうか。また、国の目標を達成している市町村の見守りネットワークの設置率は、1次の目標が100%なのでやはり100%を目指すということで、基本的に今回も国の目標にあわせるという予定ということでよろしいでしょうか。

(事務局)

まだ、そちらの部分は今後の庁内の検討というところもあるのですが、当然国が示しているパーセンテージは大きな意味がございますので、そこを踏まえて庁内においても調整を図って参りたいと思います。

(中村委員)

資料3の国の目標3-9で食品ロス削減の取組の推進と書いてありまして、私たちの団体も食品ロスに関しましては何年も前から色々な形で取り組んでいるのですが、国として「新」というのはどういうことでしょうか。それから、2次の数値目標案の「食品ロス削減応援団の登録件数」ということですが、もう少しわかりやすくどういったことか教えて頂けるとありがたいです。

(事務局)

食品ロス削減の法律が昨年度出来まして、それを踏まえて国は全ての都道府県で食品ロス削減の取組を推進して欲しいというところから、改めて強化作戦に入れたわけです。これは数値目標ということではなく「取り組む」という目標となっているところでございます。本県については、過去から普及啓発を進めておりまして、3-9についてはクリア出来ているというところでございます。ただ、本県においても食品ロス削減推進応援団というものをつくって行けたらというところで、これからの取組として新たに掲げさせて頂いております。様々な事業主体を巻き込んで行けたらと考えております。

(中村委員)

何か、組織化したいというお考えがあるということなのでしょうか。

(事務局)

食品ロスの削減につきましては、本年度計画策定するという事で、別の計画で食育推進計画を策定中のごさいます、こちらの審議会と同じように3回審議会を開きまして検討を行っている最中のごさいます、12月に3回目の審議会を開催し、来年3月に策定をする予定でございませう。今現在で詳しいこととお話することないのですが、いづれ山梨県の食品ロスが削減されていく取組を進めていきたいと思ひますので、皆様にもご協力をお願いしたいと思ひます。

(平塚委員)

「消費者行政を取り巻く現状と課題」の4でエシカル消費の認知度で80.1%が知らないとあるのですが、学校教育現場では子ども達にはどのように伝えているのか。それから、取組中とありますが、どのような取組を検討中なのか教えて頂きたいのですが。

(事務局)

エシカル消費という言葉については、まだ新しい言葉でして、学習指導要領で扱っているかどうかというのは申し訳ございませうが、把握しておりませうので改めてご回答したいと思ひます。それから、エシカル消費の取組中というところですが、エシカル消費というのが、「人や社会・環境に配慮した消費」ということですので、個々の活動とすれば、食品ロスやプラゴミの削減であるとか地産地消の取組ということもエシカル消費の中の一つの取組となっておりますので、そういった意味で本県では既に取組を実施しているというところだす。今後、この計画を策定して、エシカル消費という言葉を広めていきたいと思ひます。

(議長)

エシカル消費ですけれども、エシカル消費(倫理的消費)ということだ消費者庁では使っております。ですから、こちらの概要案には、エシカル消費(倫理的消費)、エシカル消費(社会的課題に配慮した消費行動)とありまして、記載がバラバラなので、書き方を統一する必要があるかと思ひます。エシカル消費(倫理的消費)を国が一般的に使っているのだ国にあわせるとういかと思ひます。計画で詳しい文章を作られると思うのでその時に、説明をしっかりと加えていけたらいいと思ひます。先ほど事務局の方の説明の他に、「地域の活性化」という取組もありまして、地域の活性化の応援消費とか地産地消も含めて、その説明の文章を県民が目指せるものを、学校教育ではこういったことなど詳しく入れて頂けたらと思ひます。今回の学習指導要領には入らなかつたのですが、教科書ではエシカル消費(倫理的消費)ということが記載されている教科書が増えていませう。持続可能な社会という言葉だ皆さんお聞きになるかと思うのですが、持続可能な社会に向けた消費行動ということだ、東京都ではエシカル消費キャンペーンとして大々的なコマーシャルを流していませう。今、現在、学習指導要領にはエシカル消費という言葉は入っていないのですが、たぶん次の学習指導要領には入ってくると思ひます。

若い人達はわりと知っていて、特にフェアトレードのチョコレートの児童労働の問題とか家庭科や英語でも教材になっていると聞いていますので若い人中心に認知度は高まっていると思います。ただ、山梨県ではこちらにもあるとおり、知らない人が80.1%ということです。今は物を買うときに大人も子どもも1円でも安く買いたいと思ってしまうのですが、安いという価値観の他に、物を選ぶ基準としてエシカル消費があるということで、社会に貢献するためのお金の使い方ということで、広めていく必要があると思いました。

(高村委員)

山梨県連合婦人会では、今年エシカル消費に力を入れていきたいと思いますということで、4月に目標を立てさせて頂いたのですが、コロナの関係で専門的に勉強することができずにおりますが、買い物される方にはエシカル消費というのはこういうことだと自分たちのわかっている範囲で皆さんにお伝えしております。はっきりと自分が把握していないものですから、どの程度正しいのかというのがわかりませんが、買い物をするときには、すぐ召し上がるものはできるだけ賞味期限の近い物を購入していただく、すぐに召し上がらない物に関しましては賞味期限の期間のあるものを購入していただくという説明などをして、できるだけ皆さんには意識して頂きたいということはお話しさせて頂いております。コロナが落ち着きましたら、また、取り組んでいきたいと思っております。

(議長)

新しい概念でもありますので、私たち大人もしっかり学んでいかなければならないと思います。他に、意見はございますか。では、議事(2)その他として事務局お願いします。

(事務局)

今後の予定ということで事務局から申し上げます。既に、第3回の日程調整をさせて頂きまして、出席人数の一番多い12月22日の午後1時半に開催させて頂きたいと思っております。

ご都合の悪い委員の方も数名いらっしゃいます。大変申し訳ございません。定足数の関係もごございますので、ご了承頂きたいと思っております。また、会場につきましては現在調整中ですので改めて通知にてお知らせいたします。その際に出欠席をとりたいと思っておりますので、既に欠席のご連絡を頂いた方でも出席に変更いただいてもかまいませんので、ぜひよろしくお願いいたします。

(議長)

次の審議会では、最終案ができあがってきて1月にパブコメになるということですね。次が最後の審議会になるということです。本当に、県の職員の方がきちんと私たちの意見を反映させた資料をつくってくださって、信頼関係の中で委員の皆さんが活発に発言をなさった会ができたと思います。議事の進行にご協力頂きましてありがとうございます。

以上で議事を終了いたします。